

白井市 お元気みまもり事業

事業担当：白井市高齢者福祉課 地域包括ケア推進係

「お元気みまもり事業」は、住民による**定期的な訪問**、地域の団体による**電話**などによって、**◎お元気に過ごしているかどうかを確認**する取り組みです。
利用することで、次のような利点もあります。

- 地域にあいさつ仲間が増え、定期的な交流により介護予防につながる
 - 自宅で倒れたり、亡くなってしまった場合、発見のきっかけになる
- 対象になる方は次のとおりです。お気軽にご利用ください。

対象になる方

：対象になる方で利用を希望する場合、市に申請をしてください。

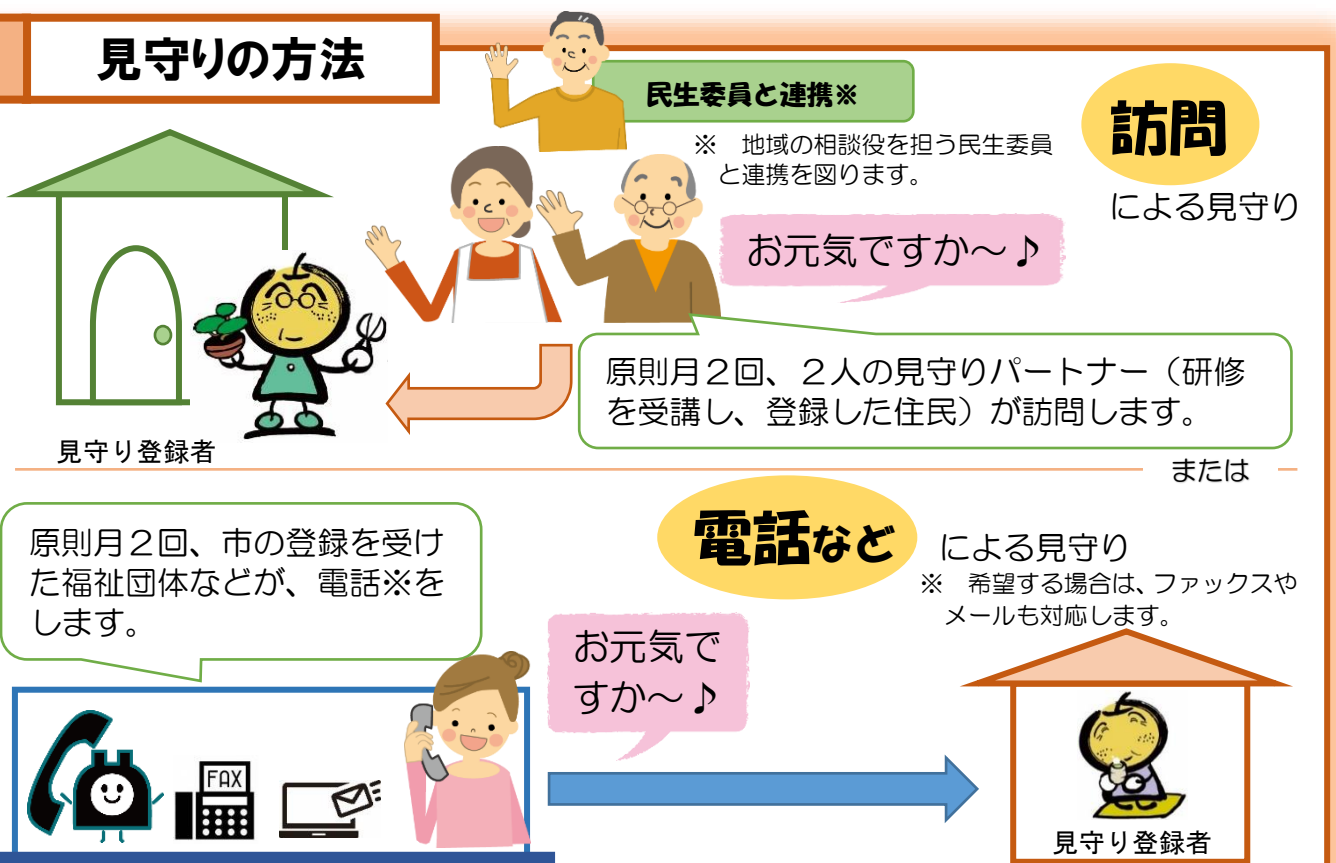
市内に在住する高齢者で、原則、公的サービス（医療サービスや介護サービス、市の福祉サービスなど）による週1回以上の自宅訪問がなく※、次のいずれかに該当する方

1. ひとり暮らしの65歳以上の方
2. 65歳以上のみの世帯（高齢者のみ世帯）に住む75歳以上の方
3. 65歳未満の同居家族がいるが、家族の就労などにより、日中ひとり（日中独居）となる75歳以上の方
4. その他、本事業による見守りが必要と判断されるおおむね65歳以上の方※

※ 公的サービスを利用していても、この事業による見守りが必要と判断される場合は対象となりますので、ご相談ください。

→ 対象になる方は、市の決定により「見守り登録者」となります。

見守りの方法



事業を支える担い手

見守りパートナー

訪問による見守りを行なう住民です。

白井市内に在住する18歳以上の方

見守りパートナー養成研修を受講

写真入りの見守りパートナー登録証を交付します。

見守りパートナー登録申請書兼誓約書を市に提出

市の決定により見守りパートナーとして登録

定期的に研修を行う他、5人以上の住民が集まったら、随時実施しますので、実施を希望する場合は高齢者福祉課地域包括ケア推進係にお声かけください。



ネットワークパートナー

事務所や拠点があり、電話、ファックス又はメールによる連絡ができる、しろい高齢者みまもりネットの協力団体など*2

電話などによる見守りを行なう団体です。

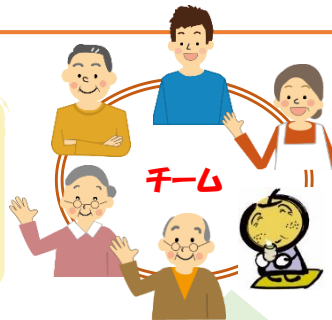
ネットワークパートナー登録申請書兼誓約書*1を市に提出

市の決定によりネットワークパートナーとして登録



見守り拠点チーム

各地区（団地やマンションなどの範囲）で、見守りについて意見交換したり、見守り確認用紙のとりまとめなどを行うチームです。



見守りパートナーなど※（5人以上）がメンバーとなり、連絡代表者を定める。

拠点チームの設置や加入は任意です。年間活動費 3,000 円を支給します。

見守り拠点チーム届出書*1を市に提出

市が見守り拠点チームとして登録

※ 見守りパートナーの他、民生委員・自治会役員などもメンバーとなることができます。

見守りコーディネーター

業務内容

- ・見守り登録者と見守りパートナー、ネットワークパートナーのマッチング
- ・見守り状況の確認
- ・ネットワークパートナーがない地区登録者に対する電話などでの見守り
- ・見守り拠点チームへの活動費支給
- ・見守り活動手帳の交付や活動ポイントの押印
- ・活動ポイント交付金の交付事務など

高齢者福祉課地域包括ケア推進係に在籍しています

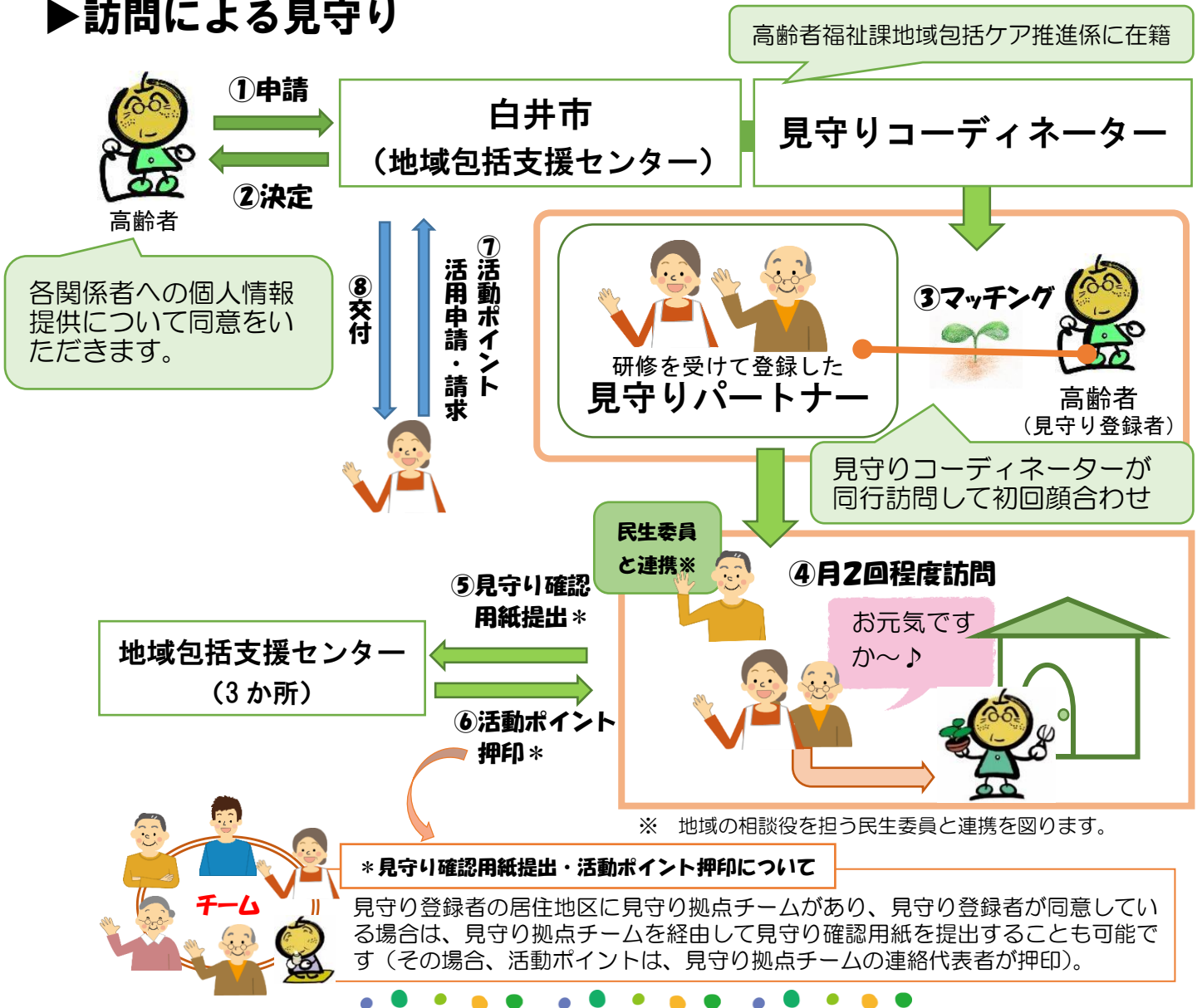


*1… 見守りパートナーやネットワークパートナー、見守り拠点チームからは、個人情報守秘義務や、政治・宗教・売買の勧誘を行わないなど、公正中立な対応に関する誓約書をいただきます。

*2… しろい高齢者みまもりネットは、市と協定を結んだ民間事業者（協力事業者）、協力を依頼した福祉などの団体（協力団体）や介護保険サービス事業者など（協力機関）が、ふだんの業務や活動で高齢者の様子をさりげなく気にかける「緩やかな見守り」を行なっています。ネットワークパートナーは、要件を満たした協力団体などから申請を受け、市が登録します。

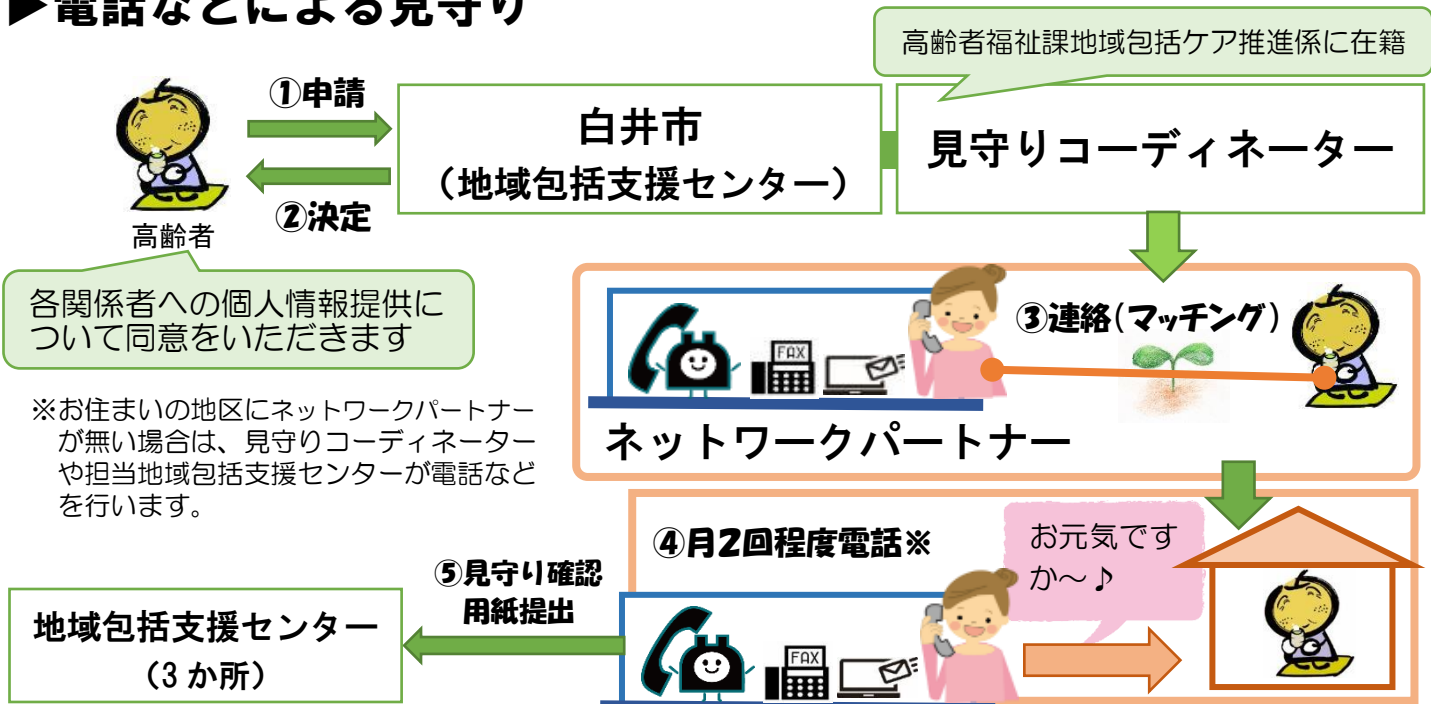
利用の流れ

▶訪問による見守り



▶電話などによる見守り

※電話のほか、ファックス、メールによる連絡も対応します。



見守りパートナー養成研修



お元気まもり事業で、高齢者の自宅を訪問する「見守りパートナー」として登録申請をする場合、市が実施する見守りパートナー養成研修を受講していただく必要があります。

見守りパートナー養成研修は、**市内在住の18歳以上の方**であれば、どなたでも参加可能です。5人以上参加する見込みがあれば、随時研修を行ないますので、希望される方は高齢者福祉課地域包括ケア推進係（電話 497-3484）にご連絡をください。

内 容

おおよそ2時間の研修です。

テ ー マ	おおよその時間
1 本事業の概要説明・守秘義務・活動ポイント・見守りに関する連絡窓口	60分
2 高齢者福祉制度の紹介・高齢者の心身の特徴	15分
3 傾聴の基本・実践演習	30分
4 質疑・登録の流れ・保険について	15分

必要なもの

- 1 筆記用具
- 2 縦2.5センチ×横2センチサイズの顔写真(スナップ写真でも可 裏面に氏名を記入※)
※ 2の顔写真は、研修当日に撮影することも可能です。その場合は持参不要です。

見守りパートナーの登録申請にあたっては、個人情報の取扱いに関する守秘義務の誓約書を提出していただきますので、ご了解くださるようお願いいたします（研修時に説明を行ないます）。

地域のために、自分のために、受講しませんか。



●事業担当：白井市高齢者福祉課 地域包括ケア推進係 電話 047-497-3484

●利用の申請（届出）書・見守り確認用紙提出先：

白井中央地域包括支援センター（白井市保健福祉センター1階）電話 047-497-3474

白井駅前地域包括支援センター（白井駅前センター1階）電話 047-492-8100

西白井駅前地域包括支援センター（西白井複合センター1階）電話 047-497-5170